

## 改正建築基準法の撤回を求める意見書

構造計算書偽装問題の課題解決のために昨年成立した改正建築基準法が本年6月20日に施行されました。建設業界や消費者に対しての影響および社会的な影響について現状を分析し、問題解決のための考察を以下のように提示しましたので、早急に行政の適切な対応を求めます。

### 【 現 状 】

建築関係の実務者にとっては法令遵守するには大変困難な内容のため以下のような影響がでてきています。

#### 《建設業界に対する影響について》

①確認申請ができない。

6月20日以降1月間は新たな確認申請はほとんどされておらず、それ以降は、窓口の混乱、不受理、特定行政庁間の対応のばらつきなどが見られ、確認申請の法適合が下りない状態が続いている。

②確認申請の法適合に至るまでの時間が読めない。

特定行政庁や民間検査機関の確認申請の受付時の対応はまちまちである。確認申請受理以前にも、受理時の審査、整合審査、法適合性審査などを経て、ようやく受理される場合もある。確認申請受理後も不適合扱いになって再審査になる可能性が高い。そのため確認申請の法適合までの時間が読めない。

③構造計算できない。

改正法が施行された6月20日間際に施行規則・告示などが出されたため、構造計算プログラムの開発が間に合わず、大臣認定構造計算プログラムが未だに存在しない。そのため構造計算は個別に審査されるため構造計算適合判定に時間がかかる。

構造設計事務所では、構造計算適合判定に関する業務が過大になり、あらたな仕事の受注を控えている。新規計画の確認申請の停滞につながっている。

④建築基準法のすべてに関して適法化するのが困難である。

軽微な変更以外の変更を認めないやり方では、一度の確認申請で適法化するのは困難である。以下のようなケースがある。

・境界線ぎりぎりまで既存建物が迫っている物件において、工事契約時までに既存建物を撤去しない場合は地積測量ができないために確認申請を基本計画段階と実施設計段階で二度提出することになる。地積測量後に敷地面積の変更がある場合は計画全体をやり直すこともあり得る。

・敷地に余裕がなく既存建物を撤去する前に地盤調査ができない場合は確認申請を基本計画段階と実施設計段階で二度提出する必要がある。地盤調査の結果によっては基礎工事や

地盤改良などの変更があり、構造計画をやり直す場合もある。

・増築・改築の場合、制限が緩和される部分を除いても既存不適格部分の適法化が困難なために増築・改築が不可能になるケースが出てくる。増築・改築ができないことで建て替えが進み、建物の寿命を短くしてしまい、時代に逆行する。

・擁壁などの安全性が確認できない場合、建築自体が困難になる。

⑤工事途中の変更が困難であるため、建築の質の低下を招く。

ほとんどの工事は計画段階と実際の工事段階の不整合は必ず起こる。これは設計段階では把握できない納まり上の不整合、予算上の変更や材料の調達における変更、意匠上や使い勝手の都合などによる変更があるためである。

改正法施行後は、計画変更がある場合、計画変更確認申請を提出し、原則としてその確認申請が認可されるまでの間工事が中断される。工事の中断は工期の延長と職人の再配置による経費増を招くため、実質的に変更は不可能になる。工事段階で変更しないことを前提とした場合、建築の質の低下は避けられない。

また、仕上げ材の変更やマンションの住戸部分の間取りの変更は「軽微な変更」にあたらないため、確認申請と平行しての工事見積もりや分譲マンションのフリープラン方式が不可能である。

⑥裁判訴訟の増加を招く。

20年度の建築士法の改正を含み、工期の延長、計画の頓挫、工事費の増大などあらゆる理由で建築主・事業主による訴訟の増加は避けられない。訴訟による経費や保険料の負担、時間の浪費は消費者の負担増を招く。暴力団の介入も可能であり社会不安を招く。

⑦書類の増大により余計な手間とコストがかかる。

改正前には必要なかったすべての建材の仕様書および認定書、設計者の証明書、工事施工者リストなどの書類の添付が義務づけられている。それらは膨大な量になるため、書類の收拾、複写、検査に手間とコストがかかる上に、設計者、民間検査機関、特定行政庁それぞれに15年間書類の保存が義務づけられているために保管場所の確保が問題になる。

《消費者に対する影響について》

⑧今回の建築基準法の改正に関して建設業界および消費者への周知ができていない。

国交省はマスメディアを通して、今回の法改正に伴い消費者がどのような負担を追わなくてはならないかを周知すべきである。工期の延長、工事費・設計監理費・確認検査手数料などの費用負担増、確認申請後の変更が実質的に不可能なることなどについて周知して理解を促すべきである。

⑨すべての経費増は建築主の負担増を招く。

設計監理費、工事費、確認申請手数料および21年度に実施される工事業者の供託金制度を含め、建築主の負担は恐らく2割くらい増加する。工期も延長するため金利負担が増加する。

⑩事業計画ができない。

確認申請の法適合が下りるまでの時間が読めないため事業全体のスケジュールが決定できない。工期的にも予算的にも不確定要素が多く事業計画ができない。

《社会的な影響について》

⑪伝統的構法木造が建たなくなる。

伝統的構法木造の場合、現在の建築基準法の構造計算方法では在来木造の壁量計算のような簡易な方法で計算する方法が確立されていない。伝統的構法木造の構造計算は構造計算適合判定を必要とするために長時間かかることと手数料などの費用負担増により、普通の住宅では伝統的構法木造が建たなくなる。

⑫地域材を使い、地域の技術による、地域性がある木造住宅が建たなくなる。

品確法施行以降ほとんどの建材について性能表示が義務づけられているために、改正法施行以降は厳格な法適用により、自然素材による建材で性能表示していないものが使用できなくなった。

在来木造においても建材の認定書などの準備書類が増大し、書類収拾の手間を避けたいがために住宅の画一化に拍車をかける。

⑬違法建築を増加させる。

そもそも「守ることができる法律」を作るべきである。現状で既存不適格建築物が多いのは国土が狭く密集して都市が形成されている日本において「守ることができない法律」ができてしまったことにも起因する。遵守不可能な建築基準法は違法建築を誘発する。

⑭日本経済の停滞を招く。

6月20日以降、確認申請件数の激減は当面の着工件数の激減につながる。建設分野の停滞が日本経済全体の停滞を招く。

## 【 考 察 】

6月20日以降、以上のような影響が実際にできてきており、建築業界は未曾有の混乱状況にあります。

改正建築基準法に関して、以下のように考察します。

●本来の目的に叶っていない

構造偽装問題の解決のために行われた法律改正を、実務者は目的に合致した法改正とは見ていません。下記の日経アーキテクチュアの調査(2007/07/06の記事)によると、「構造計算書の偽造を防げるか？」(Q7)の問いに実務者の「防げる」という回答は12%です。

構造偽装問題は

①構造計算プログラムの改変ができたこと

②構造計算の改変に気づかないチェックのシステムになっていたこと

③資格のないものが構造計算できたこと

④偽装行為を行った建築士の倫理観の欠如

などによるものです。

多くの法令遵守してきた建築士と消費者が過大な負担を強いられるのは納得がいきません。

#### ●法律改正は民主的手続きに則っていない

法律改正の手続きは国会で行われたので正当な手続きを踏んで行われたとしても、その後の政令・規則などの関係法令ではパブリックコメントの結果を十分に尊重しているか大変疑問です。本来は関係機関に事前アナウンスを行ってパブリックコメントの募集をすべきです。前出のアンケートにより、「消費者の信頼を回復できるか？」(Q9)の問いに「できる」は9%、「改正建築基準法で建築物の質は向上すると思うか？」(Q8)の問いに「向上する」は11%の回答です。実務者の9割が効果を疑うようなこの改正建築基準法がどうして成立してしまったか、その法律改正が民主的な手続きで行われたかは問われるべきです。

現在のような状況を避けるために今後法律を作成する際、

①その方法で実務が行えるかシミュレーションを行うこと

②実務を経験している者が法律の作成に関わること

③法律の作成者は一定期間実務の現場に出向し研修を行うこと

④パブリックコメントを尊重すること

などを制度的に担保すべきです。

#### ●改正建築基準法がもたらす日本の景観・技術・文化に対する影響

地域ごとに特色がある現在の日本の美しい景観は地域の素材を使い、地域の風土に根ざした技術で職人が作り上げてきたものです。

現在の建築基準法を厳密に適用すると地域性はまったくなくなります。伝統的建造物群保存地区にあるような町屋や民家のような建物の建設は困難になります。

規制に関わるすべての建材に性能表示を義務づけた建築基準法のもとでは、地域材(木材)や自然素材を使用することは不可能になり、画一化された工業化住宅しか建設されないこととなります。建築基準法の厳密な適用は市場に2割しか流通していないJAS材の使用を求めるもので地域材の供給が不可能です。各政党が掲げる木材自給率向上を不可能にするとともに、地域材の流通の阻害は里山の環境保全にも悪影響がでます。

また、二度と手に入らない古民家や古材を再利用した建物の建設は不可能になります。

建築基準法の厳格な適用を求める改正建築基準法によって日本の美しい景観は二度と見られなくなります。

これまでも地域の中小の大工・工務店は、大手ハウスメーカーに仕事を奪われながらも自らの技術を磨き、長年培われてきた大工技術を継承すべく強い信念によって住宅建設を行ってきました。リフォーム工事や耐震改修工事は彼らの技術によって成り立っています。

現在首都圏を中心に構造材のプレカット加工による住宅建設が行われていますが、構造軸組を手刻みでできる知恵と技術と技能をもった経験豊かな大工は消滅しつつあります。プレカット加工や画一化された住宅建設は大工の技術の衰退、倫理観の欠如、建築知識の低下を招きます。

改正建築基準法によって地域の中小の大工・工務店は完全に仕事を奪われ、日本の優秀な大工技術の継承は困難になります。

さらに大工技術の衰退に伴い、木造技術に関わる研究者離れが生じ、技術の検証が行えなくなりそうです。

さらに、木造以外の建築においても工事段階での計画変更が実質的に不可能な状況では建築の質の低下が避けられません。

かつての名建築において工事段階での計画変更は建築に命を注ぐ行為であったことは事実であり、建築の質を左右する計画変更という行為については建築界で十分議論されるべきであり、その結論を待たずに実質的に計画変更を不可能にしてしまう改正建築基準法は危険です。

#### ●改正建築基準法の撤回を求める

以上のような悪影響を避けるために一刻も早く改正建築基準法の撤回を求めます。

平成 18 年に成立した「電気用品安全法」がほとんどの国民から支持されずに、現在その法律を撤回する法案が審議されつつある状況と同様です。

構造偽装問題の課題解決のためには、

- ①構造計算プログラムの改変が不可能にすること
  - ②確認審査の方法を合理的かつ効率的な方法にし、構造計算の改変がすぐに発見できるチェックのシステムを確立すること
  - ③建築意匠、構造、設備の有資格者が正当な報酬によってその責任において業務を行えるようにすること
  - ④弁護士法、医師法と同程度の罰則を設け、定期的に建築士の業務が適切に行われているか監査を行い、違法行為を摘発すること
- により十分に目的を達成できます。

繰り返しになりますが、改正建築基準法を一刻も早く撤回し、中小工務店をはじめとした建設業者および関連業者の倒産・失業者・自殺者の増加を食い止めるべきです。

日本経済の停滞、日本文化の破壊、日本の景観の破壊を招く前に、国会および国土交通省に勇気ある決断を求めます。

【 参考資料 】

▼【改正建築基準法】「構造計算書の偽造が防げる」はわずか 12%<アンケート結果・第3弾>2007/07/06

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070703/509387/>

▼【改正建築基準法】改正法を知っていますか?—住まい手の認知度は3割以下

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070807/510415/>

▼【改正建築基準法】半数以上が施行に伴い設計料を値上げ—緊急実態調査(2)

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070801/510308/>

▼【改正建築基準法】実務者の8割が改正内容を発注者に説明—緊急実態調査(3)

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070802/510338/>

▼【改正建築基準法】現実離れた法に「怒り」と「困惑」の声—緊急実態調査(4)

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070808/510470/>

▼【改正建築基準法】責任逃れの姿勢を問題視—緊急実態調査(5)

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510480/>

▼【改正建築基準法】審査側も把握しきれていない改正内容—緊急実態調査(6)

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510550/>

▼【改正建築基準法】申請図書作成の負担増で実務者は悲鳴—緊急実態調査(7)

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510552/>

▼【改正建築基準法】社会への周知不足—緊急実態調査(8)

<http://kenplatz.nikkeibp.co.jp/article/building/news/20070810/510481/>

▼日経ビジネスオンライン 8/6

緊急提言! 現場知らずの「耐震偽装対策」が招く危機

制度の煩雑化が招く大混乱、品質低下、価格上昇につながる恐れ

山岡 淳一郎

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/life/20070806/131754/?P=1>

▼建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070330\\_3/00.pdf](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070330_3/00.pdf)

▼建築士法の一部を改正する法律について

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/071023\\_2/01.pdf](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/071023_2/01.pdf)

▼特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案について

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/07/070305/05.pdf>

▼建築行政情報センター

<http://www.icba.or.jp/index.htm>

文責：江原 幸吉（木の建築設計一級建築士事務所）